

未来に輝くおおつの介護「ロゴマーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、未来に輝くおおつの介護「ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定める。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、大津市健康保険部長寿施設課介護人材確保対策室が行う。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、おおつの介護が未来に輝くことを願って、介護の仕事や介護職の魅力を発信することを目的とした利用に使用することができる。

(ロゴマークの仕様等)

第4条 ロゴマークの仕様等については、別紙に掲げるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第5条 ロゴマークに関する一切の権利は、大津市に属する。

(使用者)

第6条 ロゴマークの使用は、次の各号に掲げた者が使用できる。

(1) 大津市の執行機関

(2) 大津市内の介護サービス事業所等(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2の各項に規定するサービスを行う事業所及び施設並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設)

(3) その他市長が使用を認めた者

(使用申請)

第7条 前条に規定する使用者にあつては、ロゴマークを使用するための申請を不要とする。

(使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

(1) 市民の利益を害するおそれがある場合

(2) 営利を主たる目的とする場合

(3) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

(4) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合

(5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(7) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用方法が適当でないと認められる場合

(8) ロゴマークの使用者が下記の項目に該当する場合

ア 役員等(使用者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、使用者が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の中止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を差し止めることができる。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) その他ロゴマークの使用継続が不適当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程によるロゴマークの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について大津市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 大津市は、この規程によるロゴマークの使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 大津市は、ロゴマークの使用を差し止めたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、大津市は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により大津市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大津市に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この規定は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年2月1日から適用する。